

# 教育委員会会議録

平成26年8月20日(水) 午後1時30分 開会

午後1時45分 閉会

- 1 議事日程  
別紙のとおり
- 2 出席した委員  
豊島半七委員長、岩月慎自委員、笠松和永委員、佐藤元英委員、松本真理子委員  
野村道朗教育長
- 3 説明のため出席した職員  
加古三津代教育次長、岡田信管理部長、竹下裕隆学習教育部長  
溝口正己生涯学習監、杉浦慶一郎総合教育センター所長、八木亨総務課長  
永井勇一財務施設課長、本荘久晃教職員課長、伊藤良一福利課長  
森繁雄生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長  
黒谷厚志特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長  
橋本礼子教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長  
稲垣直樹総務課主幹、安藤昌弘教職員課主幹、壁谷幹朗教職員課主幹  
野村均高等学校教育課主幹、加藤博之義務教育課主幹、稲葉均総務課課長補佐
- 4 前回会議録の承認  
豊島委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。
- 5 委員長報告  
なし
- 6 教育長報告  
豊島委員長が各委員に諮り、報告事項2 公立学校教員の懲戒処分については人事  
案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。
  - (1) 請願の審査について  
八木総務課長が、教育長専決で審査した2件の請願について報告。  
豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
  - (2) 公立学校教員の懲戒処分について  
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項  
の規定により、会議録は別途作成。
- 7 議題及び議事の概要  
豊島委員長が各委員に諮り、 第17号議案 公立学校長の人事について及び協議

題1 平成27年春の叙勲候補者選考については人事案件であるため、協議  
題2 愛知県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

第17号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題1 平成27年春の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題2 愛知県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

請願第10号 選定資料作成に際して、各社の編修趣意書を活用することを求める  
請願

豊島委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐藤委員)

請願にある編修趣意書の代わりに、県が選定資料を作成する際に参考に行っているものはあるのか。

(高田義務教育課長)

教科書検定合格後に文部科学省から示される教科書編修趣意書を参考に、教科書の調査、研究を行っている。この教科書編修趣意書は、各教科書発行者が、教科書編集の基本方針や教科書の内容・構成等の特色、教育基本法や学習指導要領との関連等を記載したもので、請願における編修趣意書とは異なるものである。

この教科書編修趣意書は、学習指導要領との関連、内容の選択、内容の程度等の様々な観点、着眼点から綿密な調査研究を行い、各教科書の特色や良さといった違いを選定資料にまとめるための有効な資料と考えている。

(笠松委員)

教科書編修趣意書を活用することが大切であることは分かったが、この教科書編修趣意書は、採択地区や市町村教育委員会も活用しているのか。

(高田義務教育課長)

教科書編修趣意書については、国からのインターネット掲載についての連絡があり次第、直ちに採択地区及び市町村教育委員会に周知し、活用を図るよう伝えているところである。

(岩月委員)

教科書編修趣意書を活用しているとのことであるが、請願にある編修趣意

書については、どのように取り扱っているのか。

(高田義務教育課長)

請願にある編修趣意書は、教科書検定を申請する際に、教科書発行者が文部科学省へ提出するものであり、検定合格以前のものである。その後の検定における修正等が反映されたものではないため、文部科学省も検定時の編修趣意書の活用を求めてはいない。

従って、県としても検定時の編修趣意書を活用することは考えていない。

(岩月委員)

採択地区及び市町村教育委員会において選定を進める際に、編修趣意書及び教科書編修趣意書のそれぞれを活用することはできるのか。

(高田義務教育課長)

編修趣意書が公開される時期は、教科書選定における調査・研究を行う時期よりも後になる。従って、調査、研究時に入手することは困難であり、選定資料に合わせて、採択地区及び市町村教育委員会へ配布することは困難である。

(豊島委員長)

今後も、編修趣意書を活用していく意向はないということか。

(高田義務教育課長)

教科書編修趣意書を活用していきたいと考えている。

(豊島委員長)

教科書編修趣意書については、採択地区及び市町村教育委員会に周知し、活用を図るよう伝えているとのことであったが、しっかり活用されているのか。

(高田義務教育課長)

採択地区及び市町村教育委員会においてしっかりと活用してもらっている。本年度も小学校の教科書について採択を行っているが、しっかりと活用して、採択を進めているところである。

## 9 自由討議

なし

## 10 その他

- (1) 井上寛康氏から「選定資料作成に際して、各社の編修趣意書を活用することを求める請願」について、口頭陳述したい旨の申し出があり、豊島委員長が、会議の冒頭、5分以内に限り口頭陳情することを許可した。
- (2) 傍聴人 1名